

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.7.3(木)
No. 8

「館岩少年自然の家」利用をめぐるって

市教委交渉交渉

六月十九日、「館岩少年自然の家」の利用をめぐるって、指導一課と緊急交渉を行いました。この間、旧大宮市の小中学校が利用していた福島県館岩村の自然の家を、浦和・与野地区の小中学校も使う方向が打ち出されてきました。各学校からは「館岩の施設を使うようにと、突然校長が言ってきた」「落石事故があったようだが、安全面など大丈夫か」などの声が寄せられていました。以下、交渉結果の要旨をお知らせします。

父母負担(の軽減)については、行政側で

浦和地区では、林間を保護者からの委託事業として行ってきた経緯、民家への分宿や農業体験などいろいろ工夫を凝らして行ってきたこと、学校の事情でやむなく中止した学校もあるなどが報告され、林間は各学校の実情に応じて計画されるべきであって、強制されるものではないと要求しました。回答は上記の通り。

父母負担の軽減についても、PTAや議会からの声を受けて、昨年度一人当たり四〇〇〇円の補助を要求し、実現できたとのこと。

これはもつともなことだし、重要なことです。市教委は引き続き、父母負担の軽減に向けて、学校教育の様々な場面でその本来の役割を果たしてほしいものです。

学校で考えて段階的に館岩を使ってほしい(市教委)

市教委は、この答弁を何度も繰り返しました。「館岩は他と比べて遜色無い施設」として、段階的移行を要請しているとのこと。ここで大事なことは、利用するか否かの最終決定は学校が行うこと(これは市教委も否定しなかった)、そして多くの学校の利用を促すのなら、施設・設備・安全面での対策を十分に市教委が講ずることです。

安全対策の不備、否めず！利用を促さなく、即、対応を！

五月末に起きた「落石事故」に関する市教委の対応は、お粗末なものでした。六月上旬に行われた校長会でも、事故報告だけで、今後登山ができるかどうかの説明もありませんでした。下旬の臨地研にむけて提出する各校のプログラムに登山をいれているものかどうか、現場は混乱しました。この交渉の席でも「現在確認中。館岩は指導2課・健康教育課も担当しているのだから、中途半端なものではない。幅広い利用を促すなら、まずは確実に、俊敏な安全対策をこまめに下さい。館岩は僻地で、重病者は車で2時間かかる病院に搬送しなければならぬところ。年来要求している看護士の配置や登山道の安全確保など早急にやるべきことをやって下さい。」



これは大変!!! 初任者研修

新任の方が赴任した学校から、「初任研が大変！初任者がかわいそう！」との声があがっています。その実態のいくつかを紹介すると……

◆機関研修の日の自習課題づくりが大変！

その日だけ来る講師の先生のために、事前に準備して授業を進めてもらう。打ち合わせの時間がないので、Telで行っている。ものすごく手間がかかる。

◆「異業種体験」は自分で申し込み、しかも勤務時間外に！

担任をもち、出張研・校内研も多く、授業ごとの指導案作成も大変！それに加えて夏休みには3日間の「異業種体験」！！初任者自身が事業所にTelし、打ち合わせすることも……。忙しいので勤務時間外にやらざるをえません。

とにかく忙しいようです。子どもとかかわっている分にはいいが、提出書類や報告書作成におわれて……！

《初任研に関する情報や悩みなどをお寄せ下さい！》

Tel 048-641-6763 Fax 048-648-3567
*メールも待ってます！ e-mail saisikyouso@mx2.et.tiki.ne.jp

組合：「館岩を使って林間をやるかどうか、教育課程編成権(決定権)は、学校にある。」

市教委：「まったく異論はない。」
(指導一課長)



連絡

1 今年も元気に始めます！

“30人学級実現スタート集会”

◇日時 7月19日(土) 1:30~
◇場所 与野体育館第2集会室(3階)

2 夏に大いに学び、交流しましょう！

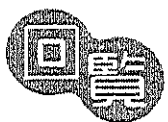
さいたま市夏季教育研究集会

◆日時 8月23日(土) 24日(日)
◆場所 与野本町小及び与野コミセン

3 高校入試どうなる！？

さいたま市高校入試検討委員会

○日時 7月23日(水) 5:00~
○場所 埼玉教育会館4F
浦和事務所



夏近し！「長期休業中のサービス並びに研修の取り扱いに関する要求書」(裏面に掲載)～近日、交渉予定！！



2003年6月19日

さいたま市教育委員会
教育長 白杵信裕 様

さいたま市教職員組合
執行委員長 前島英男

長期休業中のサービス並びに研修の取り扱いに関する要求書

昨年度、長期休業中の勤務、勤務場所を離れての研修等について、文部科学省・県教委からいくつかの文書が出され、また、さいたま市教育委員会の学校職員サービス規程の一部が改正されました。課業日の繁忙による教職員の過重労働は異常な事態になっていることは市教委も承知していることと思います。課業日に自主的な研修が取れないというのが実態です。長期休業中の研修が保障されるか否かは、教員の実践力を向上させるためには非常に重要なことです。

ここに、長期休業中のサービス並びに研修の取り扱いに対する要求書を提出しますので、早急に文書で回答するとともに、誠意ある交渉の実施を要求します。

記

1. 教員の研修については、憲法及び教育基本法に定める学問の自由を尊重して、教育公務員特例法に基づいて実施すること。
2. 教育公務員特例法に規定する研修は、「研究と修養」ということから、その内容は幅広くかつあらゆる機会に保障されなければならないことを認めること。
3. 教員の研修の内容については、教員の研修という性格上、多様なあり方と幅広い機会を柔軟に認め、とらえ方を狭めないこと。
4. 民間教育研究団体の研究集会への参加は、研修に官民の区別は無いということ認め、出張を含めたサービスの扱いをすること。
5. 教特法第20条2項の「授業に支障のない限り」とあるように、授業がない長期休業中にこそ勤務場所を離れての研修を大いに奨励すること。
6. 勤務届に勤務場所を離れての研修を記載する欄が無いという事態を生じないように、校長に対し厳正な指導を行うこと。
7. 夏季休業中に開催される衛生推進者の養成講習会への参加を出張扱いとし、受講料を公費負担すること。
8. 長期休業中並びに課業日の出張で、学校の始業時刻から起算し休憩時間が取られずに8時間を超えて終了することがないように厳正な運営をすること。
9. 学期中の時間外勤務の実態を鑑み、校長に対し長期休業中に振替等の措置を取ることを奨励すること。

以上

